

看護管理研修（付加研修含む）及び新たな認定看護管理者教育課程について

1. 認定看護管理者教育課程の見直しの背景

現在、国は「地域包括ケアシステム」の推進による医療・ケアと生活を一体とした地域完結型の体制へと変換を図っています。また、人口構造の変化により、医療・介護のニーズの複合化が進み、人々の価値観も多様化しています。その人らしさを尊重し、生涯を通じた支援を行う看護職の活動は、今後、ますます多様化・複雑化するとともに、これらのニーズに合わせ、創造的に活動することが求められます。

2023 年に改定された「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」において、看護管理者の資質の向上について特記され、自施設のみならず地域の様々な機関と緊密に連携していく能力の重要性及び、看護管理者の養成についての職能団体の積極的な取り組みの必要性も指摘されました。

上記を踏まえ、今後さらに多様化する人々のニーズにこたえ続けるためには、あらゆる場で働く看護管理者の役割発揮が求められています。

日本看護協会（以下、本会）は、1998 年に認定看護管理者制度を創設し、認定看護管理者を養成する教育課程は、ファーストレベル（105 時間）・セカンドレベル（180 時間）・サードレベル（180 時間）の 3 段階で学習を積み重ねていくシステムになっています。認定看護管理者の資格認定では、要件を満たした者が年 1 回実施する審査に申請することができます。2024 年 12 月末時点の認定看護管理者数は 5,488 人（2024 年 12 月末時点）となっていますが、79.8%（2024 年 12 月末時点）が病院に所属し、訪問看護ステーション・診療所、介護保険施設等の所属は 3.8%（2024 年 12 月末時点）にとどまっています。認定看護管理者教育課程の受講を希望しても、中小規模、地域の施設では代替要因の確保が難しく等の課題が明らかになっています。

そこで、本会では、全国のあらゆる組織・機関の看護管理者の能力を強化し、多様化するニーズに応え続けていくために、認定看護管理者教育の見直しのみならず、看護管理者育成のための教育・研修を体系化し、全国の看護管理者の受講を促進する教育・研修体制の構築を行うことにしました。

2. 看護管理者育成のための教育および研修の全体像

1) 体系化のねらい

- ・自施設のみならず地域のヘルスケアサービスに貢献するために、様々な施設と連携し、多様なニーズに対応できる看護管理者を育成する
- ・あらゆる場で働く看護管理者等の学習を促進し、実践へ反映できる教育・研修とする

2) 構成

- ・これまでの認定看護管理者教育課程のファーストレベル・セカンドレベル・サードレベルを、「看護管理研修」と「新たな認定看護管理者教育課程」とし、段階的な教育・研修体系とする

3) 教育・研修内容

- ・2023 年公表の「看護実践能力に基づく学習項目」に示した学習内容については、「看護管理研修」と「新たな認定看護管理者教育課程」を受講する前に学ぶべき項目として整理し、「看護管理研修」

と「新たな認定看護管理者教育課程」は、看護管理に関する内容に焦点化しました。

- ・現行の認定看護管理者教育課程であるファーストレベル・セカンドレベル・サードレベルの教育内容をもとに、認定看護管理者に求められる6つの能力（別添参照）を軸に再整理を行いました。
- ・その上で、「看護管理研修」は、組織的な視点で看護管理を学ぶ基礎的な内容（ファーストレベルとセカンドレベルの一部）としました。
- ・「新たな認定看護管理者教育課程」は、看護管理者はもちろんのこと、看護管理者になる者が役割を発揮するための教育内容（セカンドレベルの一部、サードレベル）とするため、知識の獲得にとどまらず、実践への適応を促進するためにグループワークでの対話、自発的で能動的な演習を多く組み込んだ内容としました。

4) 教育・研修方法

- ・講義については、オンデマンド配信を導入し、中小規模や地域の施設の看護師が受講しやすい環境に整備するとともに、実践への適応を促進するための演習等を組み込みました。

3. 「看護管理研修（付加研修含む）」と「新たな認定看護管理者教育課程」について

1) 看護管理研修（付加研修含む）について

- ・看護管理研修とは、資料2で示す全ての研修を指す。
- ・付加研修とは、看護管理研修内で指定する研修であって、ファーストレベル修了者が新たな認定看護管理者教育課程を受講する要件である。

(1) 看護管理研修（付加研修含む）の開始

- ①看護管理研修は、2027年度から開始する。
- ②付加研修は、2026年度から開始する。

(2) 目的

組織的な視点で、看護管理に関する基礎的な知識を学ぶ研修とする。

(3) 受講対象者

下記①②の要件すべてを満たす者

- ①日本国の看護師免許を有する者
- ②看護管理に関心のある者、看護管理者になる予定の者、看護管理の職にある者

(4) 受講方法

受講者が学びたいタイミングで、希望する研修を研修番号ごとに受講し修了する。ただし、「新たな認定看護管理者教育課程」を希望する者は、全ての看護管理研修（付加研修含む）を修了することを必須とする。

(5) 受講期間

設けない。

(6) 研修実施機関

①位置づけ

本研修を実施する教育機関（施設）は、目的に沿った研修の企画・実施がなされ、研修の質が担保されるよう、当面の間、現在の認定看護管理者教育機関に限定する。

②プログラム認定

教育機関が企画・立案するプログラムにより「看護管理研修（付加研修含む）」を実施する場合は、その研修プログラムについては日本看護協会が認定する。

(7) 看護管理研修（付加研修含む）プログラム（案）（資料 2）

各研修は、普遍的な知識を学ぶ「講義」と、「演習（実践者の講義等含む）」から構成される。受講者は、講義を受講したのちに実践への反映のための演習に参画する。

2) 新たな認定看護管理者教育課程について

(1) 新たな認定看護管理者教育課程の開始

新たな認定看護管理者教育課程は、2028 年度から開始する。

(2) 目的

自施設のみならず地域のヘルスケアサービスに貢献するために、様々な施設と連携し、多様なニーズに対応できる認定看護管理者を目指す者の教育とする。

(3) 受講要件

下記①②③④の要件を満たす者

①日本国の看護師免許を有する者

②看護師免許を取得後、実務経験が通算 5 年以上の者

③看護管理の職にある者^{※1}

※1「看護管理の職にある者」とは、師長相当以上の職位、または訪問看護ステーション及び施設等の看護管理者を指す。

④下記のいずれかに該当する者

イ. 所定の「看護管理研修」を修了している者

ロ. ファーストレベルを修了し、かつ、看護管理研修内の指定された研修（付加研修）を修了している者

ハ. セカンドレベルを修了している者

ニ. 看護部長相当の職位にある者、もしくは副看護部長相当の職位^{※2}に 1 年以上就いている者は、移行措置として 2028～2030 年度の 3 年間のみ適用

※2「副看護部長相当の職位」とは、保健医療福祉に関連した組織において、看護管理を行う立場を指す。

(4) 受講方法

各教科目の単元の受講方法や、教科目ごとの演習の方法は、受講のしやすさや教育効果を鑑み各教育機関の裁量とする。

(5)受講期間

原則として、同一年度内とする。ただし、受講者の状況を鑑みて、必要に応じ各教育機関で定めるものとする。

(6)教育機関

本会が教育機関認定を行う。

(7)新たな認定看護管理者カリキュラム基準（案）（資料3）

3) スケジュール（予定）

現行の認定看護管理者教育課程（ファーストレベル・セカンドレベル・サードレベル）は、2027年度をもって終了とし、新たな認定看護管理者教育課程は2028年度から開始する。新たな認定看護管理者教育課程の受講にむけて、2027年度から看護管理研修を開始し、既にファーストレベルを修了しているが、2027年度までにセカンドレベル・サードレベルの受講・修了が難しい者への対応として、看護管理研修プログラム内で指定する付加研修（新たな認定看護管理者教育課程の受講要件）を2026年度から開始する。

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
現行の認定看護管理者教育課程と 看護管理研修(付加研修を含む) 及び 新たな認定看護管理者教育課程	現行の認定看護管理者教育課程			新たなCNA教育課程			
		付加研修			看護管理研修		

以上